第2期 愛知県障害福祉計画

平成21年3月



目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 本県の状況	2
1 人口構成	2
2 障害者の状況	
(1) 身体障害者の状況	
(2) 知的障害者の状況	
(3) 精神障害者の状況	
3 サービスの利用状況	
(1) 県全体の在宅サービス利用状況の推移	
(2) 圏域別在宅サービスの利用状況	
(3) 居住系サービスの状況	8
(4) 通所施設の状況	10
第3章 計画の基本的考え方	
1 計画の基本理念	
2 計画の基本的考え方	12
3 計画期間	13
4 市町村との連携	
5 区域の設定	14
第4章 地域生活移行についての数値目標の設定と	対応16
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	16
(1) 現状 第1期計画の評価・課題	16
(2) 目標値の設定	17
(3) 目標達成に向けて	18
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	
(1) 現状 第1期計画の評価・課題	21
(2) 目標値の設定	22
(3) 目標達成に向けて	23
3 福祉施設から一般就労への移行	
(1) 現状 第1期計画の評価・課題	
(2) 目標値の設定	
(3) 目標達成に向けて	28
第5章 障害福祉サービスの見込量と確保策	34
1 訪問系サービス	34
(1) 現状 第1期計画の分析・評価	34
(2) サービス見込量	35
(3) サービスの確保策	
2 日中活動系サービス	
(1) 現状 第1期計画の分析・評価	
(2) サービス見込量	37

ア 生活介護	
イ 自立訓練(機能訓練)	
ウ 自立訓練(生活訓練)	
工 就労移行支援	
才 就労継続支援 (A型)	
カ 就労継続支援 (B型)	
キ 療養介護	
ク 児童デイサービス	
ケ 短期入所	
(3) サービスの確保策	
3 居住系サービス	
(1) 現状 第1期計画の分析・評価	
(2) サービス見込量	
ア 共同生活援助(グループホーム)及び共同生活介護(ケアホー	
イ 施設入所支援	
(3) サービスの確保策	
4 相談支援	
(1) 現状 第1期計画の分析・評価	
(2) サービス見込量	
(3) サービスの確保策	46
第6章 指定障害者支援施設の必要入所定員総数	48
英文亲 化中阵字短弧块 ビス及び化中和数十级区分束十个老人物。	3 77 1 +
第7章 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保	• • • •
資質向上のために講ずる措置	49
資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成	······49 ·····49
資質向上のために講ずる措置ではス提供に係る人材の育成1 サービス提供に係る人材の育成サービス提供事業者に対する第三者評価	49 49 50
資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成	49 49 50
資質向上のために講ずる措置うけっとのにはできます。1 サービス提供に係る人材の育成1 サービス提供事業者に対する第三者評価3 障害のある人たちの権利擁護1 できるる人たちの権利権	49 50
資質向上のために講ずる措置	
資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業	
資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業	
資質向上のために講ずる措置1 サービス提供に係る人材の育成2 サービス提供事業者に対する第三者評価3 障害のある人たちの権利擁護第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項1 専門性の高い相談支援事業(1) 発達障害者支援センター運営事業(2) 障害者就業・生活支援センター運営事業	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業 	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業 ア 相談支援体制整備事業 	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業 ア 相談支援体制整備事業 イ 愛知県自立支援協議会 	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業 ア 相談支援体制整備事業 イ 愛知県自立支援協議会 3 その他の事業 	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業 ア 相談支援体制整備事業 イ 愛知県自立支援協議会 3 その他の事業 (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業 	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業	49 49 50 50 52 52 52 53 54 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業 イ 愛知県自立支援協議会 3 その他の事業 (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 	
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業	49 49 50 50 50 52 52 52 53 54 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 56
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業 イ 愛知県自立支援協議会 3 その他の事業 (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 手話通訳者養成研修事業 (5) 要約筆記奉仕員養成研修事業 	49 49 50 50 50 52 52 52 53 54 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 56
 資質向上のために講ずる措置 1 サービス提供に係る人材の育成 2 サービス提供事業者に対する第三者評価 3 障害のある人たちの権利擁護 第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業 2 広域的な支援事業 (1) 相談支援体制整備事業	49 49 50 50 50 52 52 52 53 54 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 56 56 56